

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年4月28日(金)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午前10時50分
場所	全員協議会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	議会改革について (1) 議員の請負状況の公表について (2) 今後の議会改革の取組について			
議事の経過	別紙のとおり			

議会運営委員会（議会改革）記録

令和5年4月28日

（午前10時00分 開会）

委員長：ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより本日の議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、(1)議員の請負状況の公表についてを議題といたします。

議員の請負状況の公表については、前回の委員会において、国の法律改正に伴う対応である旨、事務局から説明があったところであり、県内他市議会の状況も踏まえ、条例整備などの検討を進めることとしていたところであります。

本日は条例を制定することとした場合の素案を事務局で作成しておりますので、その内容について御確認していただき、意見交換を行いたいと思います。

初めに、条例の素案について事務局から説明させます。

三浦事務局長。

事務局長：それでは説明させていただきたいと思います。

議員の請負状況の公表につきましては、前回の議会運営委員会で御説明したとおりでございますが、改めて概要について説明させていただきます。

まず、議員の請負状況の公表についてという資料でございますけれども、まず地方自治法及び地方自治法施行令の改正によりまして、地方議員の兼業禁止について請負の定義が明確化され、また議員個人の請負の要件が緩和となっております。

これまでは自治体と取引がある個人は議員を兼務できなかったところですが、年間取引額が300万円以下であれば議員兼務が可能となったところでもあります。

この法改正は令和5年3月31日に施行されてございます。

この改正については、議員の成り手不足の解消に向けた対策の一環でございます。

次に2でございますが、今回の法改正に際しての国会審査では、「請負の状況の透明性」を確保するといった附帯意見がつけられたところでもありますし、総務大臣におきましても「条例などを定めて請負の概要を公表する」旨の助言、この助言については、地方自治法に基づく技術的な助言ということになりますけれども、この助言があったところでございます。

次に3になりますが、これを受けまして、本市議会としても議員個人による請負状況の透明性を確保するための取組を講じてはいかかかという提案でございます。

対応案としては3点、考えられるところでございます。

案の1つ目は、一関市議会の議員の請負状況の公表に関する条例を新設する方法でございます。

この後、全国市議会議長会で作成した案を基に事務局で作成した素案をお示しいたします。

案の2つ目は、既存の政治倫理条例を改正し、請負状況の公表を規定するというものでございます。

案の3つ目は、条例ではなく規程や要綱で定めるというものでございます。

県内他市議会では、現時点で対応方針が未定のところが多い状況でございますが、奥州市議会では既に議員発議で条例を新設しております。

また、花巻市議会でも条例の新設を予定しているところでございます。

資料の4ページを御覧ください。

こちらは条例の素案でございます。

概要について説明いたします。

第1条は、目的を定めるものであります。

第2条は、請負状況の報告について定めるものであります。

内容といたしましては、毎年、出納整理後の6月1日から6月30日までの1か月の間において、前年度分の請負内容、契約金額や支払いを受けた金額などを議長に報告するというものであります。

次は、5ページを御覧願います。

第3条は、報告の一覧の作成及び公表について定めるものであります。

議長が議員からの報告の一覧を作成し公表することについて規定してございます。

第4条は、報告等の保存年限や閲覧などについて定めるものであります。

条例の素案については、以上でございます。

次に、6ページを御覧願います。

議会議員政治倫理条例第5条ですが、この規定についても、このままでよいか、あるいは見直すか、検討が必要であります。

この辺も併せて意見交換いただければと思います。

私からの説明は以上であります。

委員長：これより、意見交換を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：これは意見ですけれども、私としては条例での組立てのほうがいいのかと思います。

このほかに今の政治倫理条例のここを、それによって見直す必要があるというような捉え方でいいのかどうかですが、ここはそのまま条例とした場合、抵触する部分があるのかどうか。

その辺の説明をお願いします。

委員長：三浦事務局長。

事務局長：政治倫理条例の第5条につきましては、市との契約に関する遵守事項ということで、議員の配偶者と一親等の血族などについての規定でございますので、一義的には修正の

必要はないかと思いますが、法務担当課のほうとも調整が必要かどうか、これから協議したいと思います。

委員長：休憩します。

(休憩 10:08～10:09)

委員長：再開します。

ただいま小野寺委員からは条例を制定してやるほうがいいのではないかというお話がございましたが、今日、条例の素案、それから考えるべき内容3項目について御提示しているところであり、この内容については、各会派にお持ち帰りの上、各会派で御検討願いたいと思いますけれども、そのように進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：それでは、この内容については各会派に持ち帰りの上、御検討願いたいと思います。

以上で、議員の請負状況の公表についての協議を終わります。

次に、今後の議会改革の取組についてを議題といたします。

今後、取り組む議会改革の項目、取り組む時期などについて、意見交換したいと思えます。

初めに、昨年度に取り組んだ議会改革の項目、合わせて議会運営委員会あるいは様々な場面で市民等から意見のあった議会改革項目をまとめておりますので、事務局から説明させます。

三浦事務局長。

事務局長：それでは説明させていただきます。

議会改革の取組についてという資料を御覧いただきたいと思えます。

昨年度に取り組んだ議会改革の内容、合わせて議会運営委員会、あるいは様々な場面で市民等から意見のあった主な議会改革項目を取りまとめておりますので、御説明いたします。

まず、1、令和4年度につきましては、4項目ほど実施、決定に至っております。

①議会のICT化につきましては、オンライン会議が開催できるよう昨年9月通常会議において委員会条例の改正をしております。

②議会の業務継続計画については、議会BCPを今年1月に最終決定しております。

③議員報酬については、特別職報酬等審議会を開催し、5万円の増額を諮問するよう昨年12月に市長に申し入れたところであります。

④その他として、議会の個人情報の保護に関する条例を2月通常会議で可決しております。

次に、2の議会運営委員会での意見や市民から意見があった主な改革項目についてですが、この表の区分の欄で大きく3つに分けておりますが、一番上の改選前の議

会運営委員会からの引継事項としては、予算決算審査常任委員会の設置、議員年金の意見書提出、議会からの監査委員の選出、それから政策検討会議の設置、議員間自由討議場の設定、政務活動費があります。

次に、改選後の議会運営委員会で意見があった項目としましては、常任委員会単位での代表質問、それから政策提言の手法などに係るガイドラインの作成、歳入に関する分科会での審査手法でございます。

最後に、議会モニターや市民と議員の懇談会で意見のあった項目ですが、一般質問、これは、当局の答弁時間を除く制限時間を設定してはどうかといった意見や、質問内容の重複を避けることはできないかといった意見であります。

それから委員会の中継、これは例えば市民の関心の高い特別委員会をインターネットで配信することはできないかといった意見であります。

以上が主な改革項目であります。

これらを踏まえまして、今後取り組む議会改革の項目、取り組む時期などについて、御協議いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

委員長：これより意見交換を行います。

いずれ私どもがやってきた議会改革の中身については、今期も引き続きやっていこうということで、皆様が委員になっているわけでございますけれども、この区分の表のとおり増えているものもございます。

そういった意味で今後の取組について、皆さん方から御意見があったらお願いしたいと思っております。

岡田委員。

岡田委員：過日、宮城県登米市、栗原市、一関市議会の3市で交流会をやられたのですが、そこで初めて分かったのですが、登米市と栗原市は既に一般質問の時間について、片道方式をどちらも採っているということで、席替えしたときには登米市か栗原市のどちらの市議会議員さんかちょっと今覚えていないのですが、年長の議員が一般質問について、往復というのは本当に当局のためにあるようなものだから、急いで片道方式にしたほうが良いという御意見なども出たので、議会改革の中で議会モニターからも意見がありました一般質問の時間制限という部分ですが、至急、片道方式に取り組む必要があるのではないかと感じたところです。

以上です。

委員長：千葉委員。

千葉委員：今の岡田委員の御意見、私の耳慣れない言葉で、片道方式というのはどういう手法なのか、具体を説明してもらいたい。

委員長：岡田委員。

岡田委員：一般質問の時間について、当市は往復方式と言って、議員の質問と当局の答弁の時間を全部丸ごと、その時間で制限なくやるというのが往復方式です。

片道方式というのは、先ほど御紹介しましたが、登米市も栗原市もやっているのですが、一般質問の時間をきちんと制限して、答弁は質問時間に入れないというようなやり方を片道方式と言います。

ただ、詳しく聞くと、栗原市は50分という制限時間の中で、一般質問の時間を25分、答弁の時間も25分というように決めてやっているそうです。

委員長：千葉委員。

千葉委員：分かりました。

委員長：そのほか、ございませんか。

今後の取り組み方について、皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

小野寺委員。

小野寺委員：予算、決算審査特別委員会というか、今特別委員会でやっているのですけれども、特別委員長を交代制みたいな形で。

常任委員会の設置ということにすれば、いつからやるかによってですけれども、もう人数が委員長とか何かで限られている状況なので、ここはほかの常任委員会と同じような形で委員長を固定するような組立てのほうがいいので、常任委員会制度は、いつから導入するかというのはあるのですけれども、例えば今度は10月が来れば折り返し地点になるわけですが、そこから今の常任委員会の見直し、メンバーの入替え、議会はそれぞれの会派の都合で決まると思うのですけれども、その時期に合わせて組立てをしてもいいのかと思います。

それから、監査委員の選出について、これも様々な意見があったわけですが、今監査委員でやっているから、前にやった経験から言うとうどうなのですかね。

やはり議会選出の監査委員は置いていたほうがいいのか、どうなのかと考えます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：今、小野寺道雄委員のほうから、監査委員はどうだろうかというようなお話でありました。

私は監査委員を去年、一昨年10月から拝呈をして今日まで至っているのですけれども、やはり議会の代表として、行政の内情をつぶさに理解するというのは議会として必要な状況ではないかと思います。

結構、要らないよという諮問があります。

しかし、一関市のような大きなまち、盛岡、一関、北上、花巻、奥州、こういったところ以外にも3人の監査委員がいらっしゃいますが、行政があまり議会に見られたくない

いような、そういうのはもう私も見る事ができて、それは守秘義務として公表するのは差し控える必要がありますけれども、そうしたことを議会人として理解していくというのも大変重要なことだと思っております。

ですから、要らないという会派の皆さんもいらっしゃいますけれども、ぜひ私はこの制度を存続する必要があるのではないかと思っております。

以上です。

委員長：千田委員。

千田委員：今、監査委員のほうからの感想を言ってもらったのですが、議会としてチェックをするという機能は私も必ずしも不要ではないとは考えています。

ただ、やった結果が、今は監査委員1人の下で、今言ったような感想が持たれているのだけれども、それを議会全体に敷衍するような機能はない。

もちろん定例の監査報告というのはペーパーで出ているのだけれども、ペーパーだけで、今チェックされたことが、私たち議会全体、議員全員に伝わっているかという、必ずしもそういうシステムになっていないので、もし可能であれば、今言った感想を私たち議会議員全員が監査委員と同じような形で認識できるようにできれば、すごく議会選出の監査委員としての機能が発揮されるのではないかと思います。

今は必ずしも、そういうようなシステムになっていないと思うので、議会選出の監査が不要だとか、そういった意見が出るのだと思うのです。

その辺りを監査委員としてどのような形でやっていけばというのを、これから考えていただければいいかなと聞いていて感じました。

以上です。

委員長：そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ以上で、意見交換を終わります。

それでは、本年度、取り組む議会委改革の項目、取り組む時期などについては、現在、2で示している項目等になりますけれども、各会派に持ち帰って検討いただき、その結果を5月末までに事務局に報告願いたいと思います。

報告内容を踏まえて、次回の委員会で協議したいと思います。

さよう進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、報告の様式等については、事務局で作成し各会派に届けますので、よろしくお願いたします。

以上で、今後の議会改革の取組についての協議を終わります。

次に、その他に入ります。

三浦事務局長。

事務局長：それではその他でございます。

まず1つですが、岩手大学の課題解決プログラムについて説明させていただきます。

資料は令和5年度、地域解決課題プログラム募集について。

その下にもう1枚、議会のほうで申請した申請書が付いております。

それでは、説明させていただきます。

岩手大学の地域課題解決プログラムについては、岩手大学が地域社会への貢献という趣旨で行っているもので、地域が抱える諸課題について、指導教員の下で学生の視点から学習し、卒業論文の研究テーマとして課題解決手法を提案するという事業であります。

今回、「地方議会の議員活動の見える化及び議員のなり手確保について」というテーマを岩手大学に申請したところ、教育学部の菊地准教授から関心を示していただいたところであります。

テーマの採択は5月末頃と伺っておりますが、菊地准教授、教育学部の学生とは議長と議会運営委員長が事前の打合せを進めているところであります。

採択になれば、学生による議会傍聴、それから学生との意見交換の場なども出てくるかと思いますが、その際は御協力をお願いしたいと思います。

なお、この事業の研究費については岩手大学が全額負担するものであり、当市からの費用負担は生じないものであります。

説明は以上であります。

委員長：ただいま、地域課題解決プログラムについて御説明いたしました。

この件について、皆さんのほうから何か御意見、御質問はありませんか。

千葉委員。

千葉委員：今、事務局長からの説明で、議長と議会運営委員会の委員長がお会いして、意見交換がされたということですがけれども、どういう意見交換がされたのか、議長、それから議会運営委員会の委員長のほうから、私どもに説明をいただきたいと思っております。

以上です。

委員長：まず、事務局のほうで岩手大学が募集しているという中身について情報をつかんで、これについて議会のほうでそういったところで地域課題の解決に結びつくことがないだろうかということで、私どもは、今、議会改革をやっている中で議員の活動の見える化、そしてそれが議員のなり手確保につながるのではないかとということで応募したところ、岩手大学の菊地准教授のほうで、ぜひ意見交換をしたいというお話があって、議長と私議会運営委員会の委員長ということで、事前にお会いしました。

プログラムはまだ決定されてるものではありませんので、これから審査して決まるのですがけれども、その内容について議長と私と一緒に話をし、そして、過日オンラインで

岩手大学の学生とも話し合いをさせていただきました。

要は、学生の方々の地方議会に対する思い、考え方、関心度等々について、オンラインで意見を伺いましたけれども、やはり関心度が低いというよりもない。

自分の置かれている生活の中での地方議員とかの在り方については、なかなか関心を持っていただけないのが実際です。

けれども、若い人たちはそういう情報を提供していただけたら、それについては見ることはできるということで、今、私たちがどのようなツールを使って情報を得るかというような話を聞いたところ、もうフェイスブックは古いという話で、今はツイッターで見ていると。

ちょっとツイッターは当市の議会事務局ではまだやっていませんので、そのような意見もいただきながら、いずれ一緒になってこの課題解決に向けて取り組んでいただけないかということで、あちらも積極的に動いているので、採択されれば、もちろん私も議長と議会運営委員会の委員長が事前にお会いしたというだけですので、委員の皆さん方と一緒に、そういった場面で検討していただくということです。

また、若い人たちと意見交換していただくという場を持ちながら、オンラインになるか、委員みんなで岩手大学まで行って、学生とお話ししても構いませんよということなので、今後についてはいろいろな要素もあるということで、ぜひこのプログラムについては、あちらで決定していただいて進めたいという私の個人的な思いがあります。

勝浦議長。

議長 : 昨日、オンラインで学生さんと意見交換をしまして、今、議会運営委員会の委員長が言ったとおり、まだ採択されていないので、一応採択に向けての意見交換ということで、学生さんもこれからまた少し増えるらしいので、ゼミの一つだということですので、その中で地方議会の在り方についてやってくださるといふのであれば、これはもう望むところだなと思ひまして、やっていただければと思ひしております。

とにかく、私ども、投票率が非常に下がっている。

それから若い人の投票率は特に低い。

それから成り手が不足しているということ課題として捉えて、大学側に言ったら、先生がそれではということで手を挙げていただきました。

この間、意見をいただいたのは四、五人でしたけれども、うちの事務局が一生懸命フェイスブックに委員会をやったという報告を上げているのですけれども、もう最初から若い人はフェイスブックを見ません、おじさんのツールですよという話です。

そういうものなのかと思うところもありまして、こういう方から意見を聞いていかないと議会をもう少し市民の皆さんに知ってもらい、いいきっかけなのではないかなと思ひ、採択していただきたいと思ひしております。

先ほど言ったように、私たちでもいいですし、広聴広報委員会でもいいし、もしくは全員でもいいですから、岩手大学に行くこともあってもいいのかと思ひたところであります。

委員長 : 千葉委員。

千葉委員：非常に新しい議会が生まれる予兆を感じるような、そういう感想でありました。

これを岩手大学が受け入れてくれるかどうかは課題でありますけれども、それが叶った場合は大いにやるべきではないかというような所感を持った次第です。

以上です。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：岩手大学で行うこのプログラムについては、平成18年度から実施をされているような内容になっているのですけれども、その募集対象は自治体とか企業へ適用ということですが、18年度からの実績の中で、議会で応募があつて実績があるのかどうか、その辺を確認しておきたいと思います。

委員長：熊谷書記。

熊谷書記：このプログラムですけれども、今お話があつたとおり、平成19年からのテーマということで一覧が載っていましたので確認したところ、議会のほうから、こういったテーマを申請して取り組んだというようなものは見当たりませんでした。

採択になれば、一関市議会が初めてになるかと思います。

ただ奥州市のほうで、逆に選挙管理委員会のほうからの申請で、若者の投票率を上げるための取組ということで、令和3年度と令和4年度に取り組まれております。

議会としての取組は、これが初めてではないかと思います。

委員長：そのほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、意見交換を終わりたいと思います。

私のほうから1件。

過日、政務活動費の検証会が開催されました。

各会派の代表等々、検証したわけでございますけれども、その中で出た意見として各会派でお持ちの図書、また政務活動費で買い求めた図書について、言うなれば各会派で使っていただいた後でも構わないので、それらを図書室に置いていただけたら、ほかの会派の方々も見ることができると思うのだけれども、そういうのはいかがでしょうかという話が検証会の中でありました。

これはあくまでも政務活動費で各会派が使っているものですので、各会派でいろいろ活用した後とか、そのまま保管するというのもあるでしょうけれども、それをぜひほかの議員にもそういったものを開示しなければいいのではないかという意見ですけれども、皆さんのほうはどのように考えられますか。

千田委員。

千田委員：会派の方が同意するのであればよろしいのではないかと思います。

委員長：現時点ではまだ各会派の部屋の中にあるものとは思いますが、もうこれは会派の方々にも御覧いただくように図書室に持っていてもいいですかというのは会派の方に御理解いただければ置けるのではないかと御意見だと思っておりますけれども、いかがですか。

その判断は各会派にお任せすることになりますけれども。

それではこの件については、一応各会派にお持ち帰りいただいて、御検討いただきたいと思っております。

図書を有効利用するというのは非常に大切なことだと思いますので、各会派で御検討願いたいと思っております。

勝浦議長。

議長：全く異論はなくて、それでいいと思うのですが、図書室に関しては一部の議員から、図書室があまりにも狭いのではないかとか、本が少ないのではないかとか、様々な意見が時々出ます。

ですので、置く場所はしっかりと確保していますからというようなことを言ってやらないと、図書室をもっと広くしろとか、ほかの場所に図書室を造れという話にもなってくると、ちょっとまた予算の面とか、場所の確保とかが出てきます。

今現在、図書室は皆さん、よく行くと思うのですが、新聞と事典が主になっていますので、あれが議会の図書館かと言われると、いろいろそこまで大きな話になって、なったらなったらいいのですが、そのところは十分に配慮していただいて、置く場所は確保しますということを進めていただければと思います。

委員長：今の議長のお話は参考にしたいと思います。

千葉委員。

千葉委員：政務活動費で購入した図書の件ですけれども、私どもの会派の皆さんが買った図書というのは、やはり結構難しい本のようなのです。

だから、一気に読破して、はい読み終わったから置きますよというような形には、なかなかかなりにくいと思いますので、その辺、ある程度の時間の余裕というのを、私とすれば求めていきたいし、皆さん方もそういう猶予時間というものも、ある程度欲しいのかなという理解を示していただきたい。

それを申し上げておきたい。

委員長：先ほど申し上げたとおり、各会派で政務活動費で買った図書の活用については、各会派でもよろしいので、もうこれを他の会派議員にも開示していいよね、置いていいよねというものを承諾してもらえればいいと考えていますので、その辺の判断については各会派で御判断いただければと思います。

ということで、今までの意見も踏まえて、持ち帰って御検討いただければと思います。
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは各会派で御検討願いたいと思います。
次に、クールビズについて、事務局から説明させます。
事務局長。

事務局長 : それでは、夏の軽装服、クールビズの議会の対応の案について説明させていただきたいと思います。

クールビズの対応についてでありますけれども、全国市議会議長会から、今年度のクールビズの取組について通知が届いております。

全国市議会議長会では環境庁の取組に呼応して、5月1日から9月30日までに開催される会議について、クールビズに取り組むという内容の通知になってございます。

市議会では、例年、市役所の取組に準じてクールビズの対応をまいりましたが、市役所では、今年度から、クールビズ・ウォームビズの対応については、時期を区切らず通年実施としたとのこと。

市議会としましては、今年度は全国市議会議長会と同様に5月1日から9月30日まで、クールビズ期間として取り組み、10月以降の取組については改めて検討したいと考えております。

以上であります。

委員長 : 意見交換を行います。
今のお話、市では通年のクールビズ・ウォームビズをやるということでもいいですけれども、全国市議会議長会のほうでは5月から9月いっぱいというような一つの示し方をされておりますけれども、当議会ではどのようにしたらいいかということです。
千葉委員。

千葉委員 : 今、通年という話を委員長がしたのですが、行政では6月からやるのですか。
いつからやるのですか。
私もよく分からないので。

委員長 : 三浦事務局長。

事務局長 : クールビズについては市のほうでは通年での取組ということで、目的は、多様で柔軟な働き方にも資するという事。

それから省エネ、省CO2対策を呼びかけていくということで通年での実施ということで、5月1日からそういうような形で取り組むということでございます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：それであれば、議会としても、5月1日からクールビズが望ましいように私は思うのですが、皆さんはどのような判断をされるのですか。

委員長：小野寺委員。

小野寺委員：通常だと、クールビズというとネクタイを外す程度しか、私にはイメージできなかったのですが、上着を脱いでもいいのか、服装は自由だという捉え方がクールビズなのだが、従来のような形のクールビズはどのような捉え方なのか、そこを確認したいです。

委員長：三浦事務局長。

事務局長：これにつきましては、ネクタイは、以前は働きやすい服装ということで、夏季についてはネクタイはなし。

ただ、これまで当議会では上着を着用していたと思いますが、委員会では委員長の判断ということだったかと思いますが、その部分については同じでありまして、期間として5月1日から9月末までではいかがでしょうかという案でございます。

委員長：休憩します。

(休憩 10:44～10:48)

委員長：再開します。

小野寺委員。

小野寺委員：ただいま説明のあった全国市長市議会議長会からのクールビズについては、期間はこのとおりだと思いますけれども、服装等については従来どおりの形で、取り扱ったらいいのではないかと思います。

委員長：ただいま小野寺委員から従来どおり、ネクタイは外しても上着は着用という話でございますので、議場についてはそのような取組にするということで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：御異議ありませんので、それではクールビズについては、5月1日から9月30日までノーネクタイであるけれども、上着は議場では着用していただくということにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから10月1日以降については、再度協議させていただくということでもよろしくお

願います。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日程につきましては、後日、連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会を終了します。

お疲れさまでした。

(午前10時50分 終了)